

## 指針等の主な改正点

番号	指針名	該当ページ・項目	改正理由	改正後	改正前
1	市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針	(指針名)	評価において良好な実施結果が得られた事業については、平成24年3月に、監理委員会の審議手続を簡素化する「新プロセス」制度が新設され、さらに26年3月に、市場化テストを終了する「終了プロセス」制度が新設されている。令和6年3月をもって、「新プロセス」制度の対象事業は全て市場化テストを終了することとなり、今後も同制度へ移行する対象事業の見込みがないため、「新プロセス」制度を廃止することとしたい。	市場化テスト終了プロセス運用に関する指針	市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針
2	市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針	(1ページ) I. 目的	同上	本指針は、(中略)契約を行うこととするプロセス(以下「終了プロセス」という。)を運用するに当たっての具体的な手続等を定め、的確かつ円滑な事業の実施に資することを目的とする。	本指針は、(中略)実施機関の責任において入札・契約を行うこととするプロセス(以下「終了プロセス」という。)及び官民競争入札等監理委員会(以下「監理委員会」という。)の関与を軽減し、実施機関の自律的な入札・契約に委ねる新たなプロセス(以下「新プロセス」という。)を運用するに当たっての具体的な手続等を定め、的確かつ円滑な事業の実施に資することを目的とする。
3	市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針	(3~5ページ) Ⅲ. 新プロセス 1. 新プロセス移行基準 2. 新プロセスの手続 3. 新プロセス移行後の実施要項 4. 新プロセス移行後における市場化テスト終了の可否判断	同上	削除	Ⅲ. 新プロセス 1. 新プロセス移行基準 (中略) 2. 新プロセスの手続 (中略) 3. 新プロセス移行後の実施要項 (中略) 4. 新プロセス移行後における市場化テスト終了の可否判断 (以下略)
4	市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針	(5ページ) Ⅳ. 法特例事業の取扱いについて	同上	Ⅲ. 法特例事業の取扱いについて 以下の法令の特例の適用を受けて実施している事業については、特例を設けている法の趣旨に鑑み、終了プロセスを適用しないこととする。	Ⅳ. 法特例事業の取扱いについて 以下の法令の特例の適用を受けて実施している事業については、特例を設けている法の趣旨に鑑み、終了プロセス及び新プロセスを適用しないこととする。
5	市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針	(別紙3) 新プロセス移行後の実施状況報告様式	同上	削除	(別紙3)新プロセス移行後の実施状況報告様式 令和〇〇年〇月〇日 〇〇省〇〇局〇〇課 民間競争入札実施事業「〇〇業務」の実施状況報告 (以下略)
6	市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針	(別添) 実施要項記載例対照表	同上	削除	(別添)実施要項記載例対照表 新プロセス移行後の実施要項 記載例 / 実施要項 記載例 (現行プロセス) (以下略)

番号	指針名	該当ページ・項目	改正理由	改正後	改正前
7	民間競争入札に準じた手続による一般競争入札実施に関する考え方	—	「民間競争入札に準じた手続による一般競争入札実施に関する考え方(平成20年3月27日内閣府公共サービス改革推進室)」に規定された簡易型民間競争入札については、平成30年4月以降は対象事業(単年度事業費おおむね1000万円未満)が存在しないことから本考え方を廃止する。	廃止	—
8	官民競争入札及び民間競争入札の実施要項案の作成及び審議の進め方	(2ページ) 3. 入札監理小委員会での審議	「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」が「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」となるため。	(2) 入札監理小委員会での事業評価案の審議に当たっては、「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」に留意の上、あらかじめ十分な調査・分析を行っておくこととし、審議の効率化に努めることとする。	(2) 入札監理小委員会での事業評価案の審議に当たっては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に留意の上、あらかじめ十分な調査・分析を行っておくこととし、審議の効率化に努めることとする。
9	官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針	(8ページ) 6. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項 (1) ⑧ハ	デジタル・スタートアップの公共調達参入機会拡大に向けた情報システムに係る調達における評価制度の運用が開始されるため (対象:令和6年4月1日から令和10年3月31日までの期間の契約)	ハ 応募者の社会性(社会貢献活動の実施状況、障害者の雇用状況、男女共同参画に対する取組、ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る取組、賃上げの実施、 <b>デジタル・スタートアップ等</b> )	ハ 応募者の社会性(社会貢献活動の実施状況、障害者の雇用状況、男女共同参画に対する取組、ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る取組、賃上げの実施等)
10	官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針	(8ページ) 6. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項 (1) ⑧	同上	入札参加資格/必須(基礎点)項目/加点項目の基本的な考え及び主な項目例 加点項目 ・実施計画を効率的に実施するための工夫が示されているか。 ・作業量に見合った増員等、人員の配置に柔軟に対応する工夫が組織的に構築されているか。 ・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。 ・質の向上に寄与する付加的な資格等を保有しているか。 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 ・総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する評価基準 <b>・総合評価落札方式におけるデジタル・スタートアップに対する評価基準</b> □	入札参加資格/必須(基礎点)項目/加点項目の基本的な考え及び主な項目例 加点項目 ・実施計画を効率的に実施するための工夫が示されているか。 ・作業量に見合った増員等、人員の配置に柔軟に対応する工夫が組織的に構築されているか。 ・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。 ・質の向上に寄与する付加的な資格等を保有しているか。 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 ・総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する評価基準

番号	指針名	該当ページ・項目	改正理由	改正後	改正前
11	官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針	(4ページ) 3 実施期間に関する事項	同様な趣旨の2文を1文とするため。	なお、競争環境を維持し、対象公共サービスを不断に見直す観点からは、実施期間が過度に長期となることは、 <b>人件費等のコストの予見が困難になる等</b> 適切ではない。	なお、 <b>契約期間が長期に及ぶことにより、人件費等のコストの予見が困難になる場合は、事業期間の短縮を検討すること。</b> 他方、競争環境を維持し、対象公共サービスを不断に見直す観点からは、実施期間が過度に長期となることは適切ではない。
12	官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針	(13ページ) 14. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項 (3)	「新プロセス」制度を廃止するため。	なお、評価において、法の対象から外し、国の行政機関等の責任において入札・契約を行うこととするプロセス(市場化テスト終了プロセス)の対象とする事業については、事業の実施期間の終了時において速やかに次の段階に移行できるよう適切な時期に、国の行政機関等が「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」(令和6年〇月〇日官民競争入札等監理委員会決定)に基づき実施状況報告を作成の上、総務省に提出すること。	なお、評価において、法の対象から外し、国の行政機関等の責任において入札・契約を行うこととするプロセス(市場化テスト終了プロセス)の対象とする <b>事業及び官民競争入札等監理委員会の関与を軽減し、国の行政機関等の自律的な入札・契約に委ねる新たなプロセス(以下、「新プロセス」という。)</b> の対象とする事業については、事業の実施期間の終了時において速やかに次の段階に移行できるよう適切な時期に、国の行政機関等が「市場化テスト終了プロセス及び <b>新プロセス</b> 運用に関する指針」(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定)に基づき実施状況報告を作成の上、総務省に提出すること。
13	官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針	(13ページ) 15.その他(2)(注)	同上	(注)官民競争入札等監理委員会では、対象公共サービスの市場化テスト終了プロセスへの移行の可否を判断するに際し、国の行政機関等において、実施状況報告についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み(評価委員会等)を備えている、若しくは、評価委員会等を設けることが予定されているかどうか、基準の一つとなっていることに留意が必要である。	(注)官民競争入札等監理委員会では、対象公共サービスの市場化テスト終了 <b>及び新プロセス</b> への移行の可否を判断するに際し、国の行政機関等において、実施状況報告についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み(評価委員会等)を備えている、若しくは、評価委員会等を設けることが予定されているかどうか、基準の一つとなっていることに留意が必要である。
14	官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針	(14ページ) 15.その他(4)	同上	<b>削除</b> (4)官民競争入札等監理委員会における審議資料は、会議開催後に総務省ホームページで公表されることから、実施要項案等の審議資料の作成に際しては、情報セキュリティ上の機微情報等、事業運営に支障を及ぼすおそれがある情報を記載することがないように留意すること。	(4)新プロセス移行後の実施要項についても、基本的に、従来の実施要項を承継する(手続の簡素化等に伴う変更や見直しなどを除く。)こととしていることから、本指針、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」及び「 <b>実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針</b> 」に基づき作成すること。 (5)官民競争入札等監理委員会における審議資料は、会議開催後に総務省ホームページで公表されることから、実施要項案等の審議資料の作成に際しては、情報セキュリティ上の機微情報等、事業運営に支障を及ぼすおそれがある情報を記載することがないように留意すること。
15	実施要項における競争性改善上のチェックポイント	(1ページ) 1.趣旨 ②【官民分担】発注者が事業主体として担う業務と、受注者が契約に基づき履行する業務とを、明確に区別する。 2. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について ①【官民分担(再掲)】発注者が事業主体として担う業務と、受注者が契約に基づき履行する業務とを、明確に区別する。	法律、指針に沿って作られたためであるが、チェックする実施機関側からすると、2重にチェックすることになり、②を削除。	1.趣旨 ②【 <b>官民分担</b> 】発注者が <b>事業主体として担う業務と、受注者が契約に基づき履行する業務とを、明確に区別する。</b> 2. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について ①【官民分担(再掲)】発注者が事業主体として担う業務と、受注者が契約に基づき履行する業務とを、明確に区別する。	1.趣旨 ②【 <b>官民分担</b> 】発注者が <b>事業主体として担う業務と、受注者が契約に基づき履行する業務とを、明確に区別する。</b> 2. 公共サービスの詳細な内容、確保されるべき質について ①【官民分担(再掲)】発注者が事業主体として担う業務と、受注者が契約に基づき履行する業務とを、明確に区別する。

番号	指針名	該当ページ・項目	改正理由	改正後	改正前
16	実施要項における競争性改善上のチェックポイント	(4ページ) 8. 情報開示について ⑤【常勤・非常勤の内訳】常勤、非常勤の職員は内訳を区分して記載する。非常勤職員等の勤務時間、従事日数、雇用目的等について注記する。ボランティアの従事がある場合には、募集条件、募集方法と人数、従事日数等を記載する。	常勤・非常勤という表記は、かつての官民競争入札の情報開示様式で用いられていた言葉であり、現在使用されている民間競争入札の情報開示形式では「業務従事者」という言葉に置き換えて使用されている。また、民間競争入札では、勤務時間、勤務日数等に関してもすべての人員に対して開示されることが望ましいため、「業務従事者等の勤務時間、従事日数、雇用目的等について注記する。」とした。	【業務従事者の勤務時間等】業務従事者等の勤務時間、従事日数、雇用目的等について注記する。ボランティアの従事がある場合には、募集条件、募集方法と人数、従事日数等を記載する。	⑤【常勤・非常勤の内訳】常勤、非常勤の職員は内訳を区分して記載する。非常勤職員等の勤務時間、従事日数、雇用目的等について注記する。ボランティアの従事がある場合には、募集条件、募集方法と人数、従事日数等を記載する。
17	実施要項における競争性改善上のチェックポイント	(6ページ) 最終段落 【参考】	「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」が「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」となるため。	本資料は、官民競争入札等監理委員会の実施要項審議及び「市場化テスト終了プロセス運用に関する指針」Ⅱ.1.(2)に該当する場合の事業評価審議における提出資料になります。	本資料は、官民競争入札等監理委員会の実施要項審議及び「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ.1.(2)に該当する場合の事業評価審議における提出資料になります。